

## 愛知県とイオン株式会社との連携と協力に関する包括協定

愛知県（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、県民の安心・安全の向上、地域の一層の活性化及び県民サービスの向上に向けて、相互の連携を強化することについて、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、県民の安心・安全の向上、地域の活性化及び県民サービスの向上を図ることを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地産地消（地産外消）に関連する商品を販売すること
- (2) 地域の農林水産物、加工品、工芸品の販売、活用に関すること
- (3) 伝統野菜の販売、活用に関すること
- (4) 災害対策に関すること
- (5) 健康増進・食育に関すること
- (6) 観光振興、観光情報に関すること
- (7) 少子化対策、子育て支援に関すること
- (8) 高齢者・障害者支援に関すること
- (9) 若年層の職業意識の醸成に関すること
- (10) 青少年の健全育成に関すること
- (11) 産学行政共同研究の取組に関すること
- (12) 地球温暖化対策など環境保全に関すること
- (13) 安全なまちづくり及び交通安全に関すること
- (14) スポーツ振興に関すること
- (15) 国際的なイベントに関すること
- (16) 商業を通じた地域経済団体等への協力に関すること
- (17) 県政情報PRに関すること
- (18) 東三河の活性化に関すること
- (19) 県民に対する生活に役立つ情報の発信
- (20) 買い物弱者支援に関すること
- (21) 公共交通の利用促進に関すること
- (22) ICカードの活用等による文化の振興に関すること
- (23) その他、地域社会の活性化、住民サービスの向上に関すること

(意見交換)

第3条 第2条に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙（乙の指定する乙の関係会社を含む）は、年一回以上意見交換を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

2 乙は、前条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

(協定の見直し)

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各1通を保有する。

平成24年1月30日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知県知事

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
イオン株式会社  
取締役 代表執行役社長